

京都市個人情報保護審査会答申第21号の概要

答申年月日	平成18年5月15日
請求内容	生活保護に係る記録
請求者	本人
所管課	南区役所福祉部保護課
所管課の決定	一部非開示決定及び非開示決定
所管課の主張	<p>1 扶養義務者及び第三者の協力により得た情報のうち、正当な権利利益を侵害するおそれがある部分は、条例第19条第1号に該当する。</p> <p>2 専門的見地や一定の基準により分析した評価及び判定が記載されている部分は、開示すると、不信感を抱かせ、被保護者の自立の意欲、向上心を阻害し、今後の指導効果が期待できなくなり、条例第19号第2号及び第5号に該当する。</p> <p>3 医療機関（医師）から任意の協力により得た情報には、被保護者に対し伝えていない内容が含まれている可能性があるため、開示すると、被保護者の治療に悪影響を及ぼし、医師との信頼関係を損ない、また、医師が、被保護者に自らの診断について疑念を抱かれることを危惧し情報提供を行わなくなるおそれがあり、条例第19条第2号及び第5号に該当する。</p> <p>4 関係機関の専門的見地や一定の基準により分析した評価・判定部分は、開示すると、異議申立人の誤解や不信感によって事務に支障が生じることを危惧し必要な協力を行わなくなるおそれがあり、条例第19条第2号及び第5号に該当する。</p> <p>5 関係機関から収集された情報には、異議申立人が知らない情報や異議申立人に知らせないことを前提に収集した情報が含まれているため、開示すると、当該関係機関が情報提供を行わなくなるおそれがあり、条例第19条第5号に該当する。</p> <p>6 本市の対応方針が示されている部分は、開示すると、異議申立人に対する指導が困難となり、条例第19条第5号に該当する。</p>
異議申立人の主張	<p>1 ケースワーカーと保護利用者との関係は、支配・被支配の関係ではない。また、保護利用者が自立に向けた自己決定を行うにあたっては、情報を十分に得ることが前提となり、それが自立助長という法の目的に合致する。</p> <p>2 扶養義務者、第三者の権利利益に関わるものであったとしても、抽象的ではなく個別具体的に権利利益の侵害の有無を判断すべきである。</p> <p>3 ケースワーカーは、法令等に基づく適正な評価等を記載している限り、内容を開示しても、不信感が生じるものではない。</p> <p>4 インフォームドコンセントが普及した今日、癌告知など本人に精神的打撃を与え、治療効果を妨げる場合以外に、非開示を安易に正当化されるものではない。</p> <p>5 真に異議申立人の援助を目的としたものであれば、協議内容について不信感が生じるものではなく、誤解を招く表現があれば、十分説明し誤解を解けば足りる。</p> <p>6 関係機関調査によって得た情報は、関係機関に改めて開示の了解をとれば足りる。</p> <p>7 京都市の対応方針が記載されているとしても、真に異議申立人の援助を図る見地からの協議や対応方針であれば、信頼関係を損なうものではない。</p>

審査会の判断	<ol style="list-style-type: none"><li>1 医療機関の職員が異議申立人からの依頼等に基づき行った言動等の記載部分は、開示しても、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれはなく、条例第19条第1号に該当しないと判断する。</li><li>2 職員が職務上行った手続き等が記録されている部分は、当該職員の正当な権利利益を侵害されず、条例第19条第1号に該当しないと判断する。</li><li>3 第三者情報記載部分のうち、開示請求者に係る記載部分と分離可能な状態で記載されている部分は、当該開示請求の対象として含めるべきものではないと判断する。</li><li>4 処遇方針の具体的な判断基準が記載されている部分は、開示すると、行政内部の判断基準が明らかになり、今後の生活保護の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあり、条例第19条第2号及び第5号に該当すると判断する。</li><li>5 主観的評価記載部分は、開示しても、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じる特段の事情はなく、条例第19条第2号及び第5号に該当しないと判断する。</li><li>6 病状に係る客観的記載部分は、医師がインフォームドコンセントを行ううえで患者に伝えるべき内容であると考えられ、条例第19条第2号に該当しないと判断する。また、この医師の判断内容が処遇方針に影響を及ぼす可能性は否定できないが、条例第19条第5号でいう著しい支障が生じるとまではいえないと判断する。</li><li>7 具体的診断情報は、医師が患者の治療効果を高めるため患者に知らせていない情報が含まれている可能性もあり、開示すると、効果的な治療に支障が生じるため、条例第19条第2号に該当すると判断する。なお、当該個人情報、条例第19条第5号に該当するかどうかで判断すべきではない。</li><li>8 医療機関に対する要望等部分は、個人評価ではなく事務連絡程度の内容であり、条例第19条第2号に該当しないと判断する。また、開示すると、今後情報提供を行わなくなるなども考えられず、条例第19条第5号にも該当しないと判断する。</li><li>9 事業者の印影部分は、既に本人に開示した文書に含まれており、条例第19条第3号に該当しないと判断する。</li><li>10 関係機関の調査結果部分は、開示すると、当該関係機関が情報提供を行わなくなる可能性が否定できず、条例第19条第5号に該当すると判断する。</li><li>11 医療機関職員が異議申立人からの依頼等に基づき行った言動等の記載部分は、開示しても、条例第19条第5号に該当しないと判断する。</li><li>12 医師からの意見聴取に係る記載部分は、当該関係機関に対し生活保護事務を行ううえで必要な個別具体的な調査及び結果を記載したものであり、開示すると、当該関係機関が情報提供を行わなくなり、条例第19条第5号に該当すると判断する。</li><li>13 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った個人情報一部非開示決定について、一部を変更すべきであると判断する。</li></ol>
--------	---